

『1967年版名古屋商工名鑑』による取引先金融機関の分析

麗澤大学 佐藤政則

本報告では、都市の中小企業金融がどのような金融機関によって担われていたのか、その手がかりとして中小企業がどの金融機関を取引先としていたのかに関する基礎的データを提示する。用いる資料は各地商工会議所が編纂した『商工名鑑（名簿）』である。

高度成長期の中小企業金融（機関）をめぐる通説的理解を挙げれば、次の5点に整理できるだろう。

- ① 高度成長期の企業金融は、大企業金融を担う都市銀行、中小企業金融を担う相互銀行、信用金庫、信用組合という棲み分け（ないしは「二重構造」）
- ② 中小企業を含め企業規模の階層性に対応した金融機関のポジション¹
- ③ 1950年代から60年代に相銀、信金の中小企業金融におけるシェアは大きく進展²
- ④ 1970年代以降では都銀による中小企業分野への進出が顕著
- ⑤ 都市銀行の行う中小企業金融は、金融緩和期の限界的な融資であり、景気動向に伴って激しく変動した⁴

豊富な研究蓄積に基づく上記の通説的理解に異論を提示できるだけの準備はないが、都銀の中小企業金融に関しては今少し丁寧な分析が必要と思われる。例えば、戦時期までの銀行統合によって、戦後における地域金融のあり方（例えば中小企業金融の担い手など）は、相当な影響を受けたと考えられ、なかでも戦前以来の有力な地方銀行が存在しない大都市の中小企業金融に関しては、都銀の関与は無視できないと思われる⁵。

¹ ①②については、さしあたり川口弘・川合一郎編『金融論講座5 日本の金融』有斐閣、1965年。川口弘「中小企業への金融的『シワ寄せ』機構」、館龍一郎・渡部経彦編『経済成長と財政金融』岩波書店、1965年、所収。

² 吉田暁「最近における中小金融機関の動向」『金融』、1961年10月。「近年における相互銀行および信用金庫の発展とその背景」日本銀行『調査月報』1964年7月、相川直之「信用金庫の成長要因をめぐって」『信用金庫』25巻3号、4号、1971年3月、4月。

³ 新井大輔「1970年代における都銀と信金の競争激化とリレーションシップバンキング」『商学論纂』（中央大学）52巻5・6号、2011年6月。同「1980年代における中小企業向け貸出とリレーションシップバンキング」『商学論纂』（中央大学）54巻3・4号、2012年12月、同「高度成長期における『金融の二重構造』とリレーションシップバンキング」『東京立正短期大学紀要』41号、2013年を参照。

⁴ 金融制度調査会「中小企業金融のあり方について」1967年10月20日、金融制度調査会編『中小企業金融専門機関等に関する答申集』金融財政事情研究会、1981年、所収。

⁵ 都市銀行の関与も含めた都市中小企業金融の研究は意外と手薄である。上記新井大輔のほか、今城徹「戦間期における五大都市中小商工業金融の特徴—中小商工業者と金融機関の取引関係を中心に—」『大阪大学経済学』51巻3号、2001年12月。同「戦間期大阪における中小商工業者向け金融機関の展開」『社会経済史学』69巻6号、2004年3月を参照。また、東大阪市における中小企業のメインバンクで多い業態は都銀であることを提示した林幸治「東大阪市における中小企業と金融機関との関係に関する分析」『大阪商業大学論集』6巻1号、2010年6月、は興味深い。

本報告では、名古屋商工会議所編『1967年版名古屋商工名鑑』を用いる。同書には業種別に約12500名(社)が収録されている。商工会議所に所属している会員と特定商工業者の名簿にすぎないが、創業年、従業員数、資本金、そして取引金融機関も記載されており⁶、これらは活用できる。残念ながら金融機関の記載は二つまでであり、1行しか記載のないものもある。したがって、2行の記載があった場合、取引先が2行なのか、2行以上あるのかは不明である。また1行しか記載がない場合も同様である。上記通説的理解を意識して高度成長期の終盤にあたる1967年版(内容は1966年)を用いる。

同書の利用にあたって以下のような限定を行っている。

- ①取引先金融機関を、東海銀行(以下東海)、東海銀行以外の都市銀行グループ(以下都銀)⁷、地方銀行、相互銀行、信用金庫、信用古組合などの地域金融機関グループ(以下地域)という3つに区分する。
- ②金融機関が2行記載されている場合には、最初に記載されている金融機関を「一位」、2番目に記載されている金融機関を「二位」と表記する。
- ③名古屋経済の特性と記載企業数の多さを考慮し、金属1105社、機械器具2321社、繊維1189社の業種を対象とする⁸。これらは収録会社数の37%になる。
- ④「支店経済」とも言われた名古屋経済界を反映して、金属、機械器具、繊維においても多くの支店、支社等出先機関が商工会議所のメンバーになっている。これらはすべて除外する。
- ⑤中小企業、なかでもより小規模な企業がどのような金融機関を選択しているのか、という関心から、1963年中小企業基本法で定めた卸小売サービス業の基準である、資本金1000万円以下、従業員50人以下という2条件を両方満たす企業のみを対象とする。
- ⑥以上の④と⑤によって対象となる会社数は、金属510社、機械器具963社、繊維643社、合計2116社になる。

現時点での結論的見通しを示せば、次のとおりである。上記2116社が取引先としたのは、圧倒的に東海銀行(現：三菱東京UFJ銀行)であった。しかも東海銀行の取引先分布の構成は、地方銀行を含む地域金融機関のそれと遜色がない。つまり地域金融機関的な都市銀行の姿である。都市小規模企業金融の重要な担い手として見做しても良いであろう、東海銀行を通説的理解との関係でどのように考えるかが問われることになる。

⁶ 金融機関の記載は、戦後第三回目となる1958年版から始まった。

⁷ 便宜上、商工組合中央金庫(商工)も都銀グループに含める。

⁸ 『1967年名古屋商工名鑑』は業種を17に分けて記載している。金属、機械器具、繊維以外では、化学、窯業、食料、木・竹・草、紙・文具、印刷・書籍・出版、雑貨、光熱、商事・貿易、総合小売・小売団体・総合企業組合、建設、交通・運輸、サービス、金融・不動産・その他産業となっている。